第36回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」

「連結注記表」

「個別注記表」

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

TAC TAC株式会社

上記事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社のウェブサイト (http://www.ir.tac-school.co.jp/) に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

なお、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」は、監査報告の作成に際して、監査役が監査をした事業報告の一部であります。また、「連結注記表」及び「個別注記表」は、監査報告の作成に際して、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

①業務の適正を確保するための体制

イ、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、企業統治を強化する観点から、内部統制システムの構築と法令・定款遵守の体制の確立に努めるものとする。

当社は行動規範となる「行動憲章」を定めており、取締役及び使用人に対して法令及び定款を遵守し高い倫理観に基づいて行動することを求めるものとする。また、当社は代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を組織しており、各取締役及びその指揮命令下にあるすべての使用人が、高い法令遵守意識を持って適正に職務を執行する体制の整備を図るものとする。

当社は、法令、定款、諸規程等に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報規程」による内部通報制度を運用するものとする。また、当該通報を行った者に対して、解雇その他のいかなる不利益な取扱いを行ってはならない。

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関わらずに断固として排除する旨を「行動憲章」において規定している。これを受けて「反社会的勢力排除に向けた基本方針」及び「反社会的勢力排除規程」を定め、代表取締役以下、組織全体として対応し、不当要求防止責任者を設置し警察、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係を保ち、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を継続的に推進するものとする。

口、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程その他の社内規程を整備し、文書等の適切な保存 及び管理を行うものとする。また、監査役からの求めがあるときには、これらを直ちに提供できる体制を整備 するものとする。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重要な影響をもたらす可能性のある損失のリスクを把握し、適切な対策を実施するため、リスクマネジメントに関する機関を設置し、リスク管理に関する規程を設けるとともに、リスク対応の体制を整備するものとする。また、不測事態発生の際には、直ちに影響の範囲を適切に判断し、対応に当たるものとする。

二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

環境変化に対応した将来ビジョンと目標を達成するために、取締役会において中期・短期の経営計画を策定するものとする。取締役会は、これに基づき、予算の編成・執行その他経営管理システムの効率的運用を図るとともに、職務執行の効率性の向上及び必要な是正を行うものとする。

ホ、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の行動規範となる「行動憲章」の周知徹底を図り、社内規程に基づき職務の範囲や権限を定めて、適正な牽制が機能する体制を確保するとともに、コンプライアンスに関する規程を継続的に改善するものとする。また、使用人の職務執行が法令及び定款に適合するよう、法令遵守意識の高揚に関する教育・研修制度を整備・運用するよう努めるものとする。

へ、会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社グループの各会社は、各々の独立性を尊重しつつ、法令及び定款に適合した業務を適正かつ効率的に行うために、統制環境の整備充実を図るものとする。また、各会社は、業務の状況に関する情報を共有するとともに、内部監査の効率的実施等、適切な連携体制を確立し、業務の適正性を確保するよう努めるものとする。

当社及び当社の子会社は、適正な人員を配置して、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの構築及び運用を整備、推進するものとする。

- (2) 関係会社管理規程に定める当社グループの各責任者(以下、管理責任者)は、当社の取締役会において職務の執行、コンプライアンスに関する事項、業務の状況及び決算に関する事項等について、必要に応じて適宜説明するものとする。また、当社の取締役が説明を求めた場合にも、適切に対応するものとする。
- (3) 管理責任者は、関係会社管理規程の定めに従い、当該各会社におけるリスク管理についての責務を負い、リスクが顕在化する可能性が高まった場合や、業務の遂行に大きな影響を与える可能性のあるリスクを新たに認識した場合等には、当社に速やかに報告するとともに当社と連携し適切な対応をとるものとする。

ト. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役又は監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その職務に専従する使用人の適正員数を確保するものとする。

チ.前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当該使用人は監査役又は監査役会の職権に服すると同時に各取締役から独立した存在とし、経済的及び精神的に不当な取扱いを受けないことを保証するものとする。
- (2) 当該使用人の人事に関しては、監査役の意見を尊重するものとする。

リ、取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

各取締役及び使用人が、その職務の執行に当たり次に掲げる事項に関して重要性があると認めるときは、職務執行に係る指揮命令系統に関わらず、監査役又は監査役会にその内容を報告することができる。また、当該取締役又は使用人は、当該報告をしたことによって経済的及び精神的に不当な取扱いを受けないことを保証す

るものとする。

- (1) 職務の執行により会社に重大な損害を与える虞がある等の重要事項
- (2) 法令及び定款に違反する行為又は社会通念に照らして不当な行為
- (3) 職務の執行に係る内部通報事項の監査役又は監査役会への提供
- (4) 内部統制システムの整備・運用状況
- (5) その他、監査役又は監査役会が必要と判断した事項

ヌ. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる 費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他職務の執行について生ずる費用又は 債務の処理については、当該費用等が監査役の職務の執行に必要とは認められない場合を除き、監査役からの 申請に基づき適切に行うものとする。

ル. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

各取締役又は取締役会は、監査役又は監査役会の監査の実施に関して、監査環境の整備、監査役の独立性の確保、内部統制システムの充実、代表取締役との定期的な意見交換、会計監査人・内部監査人との定期的な意見交換等の促進を図るよう努力し、監査役又は監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制整備に協力するものとする。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

イ. コンプライアンスに関する取り組み

法令違反・不正行為等の未然防止または早期発見し当社の社会的信頼を維持することを目的として、コンプライアンス委員会のもとに著作権委員会、法務アドバイザリー委員会、広告審査会、ハラスメント防止啓発協議会を設け、それぞれ活動を行っております。また、電子メールまたは郵送などの方法により、第三者外部委託受付窓口に直接通報できる内部通報の体制を整備・運用するとともに、通報者が解雇等の不利益な取扱いを受けることがないことを内部通報に係る社内規程において明文化しております。

ロ. リスク管理に関する取り組み

取締役会を18回開催し重要事項等に関する意思決定等を行っております。また、経営会議を原則として毎週 開催し、損失を伴う可能性のある事象やそれらの事象への対応状況、当社及び当社の子会社の事業状況等の重 要事項についての情報共有及び審議を行っております。

ハ. 内部監査に関する取り組み

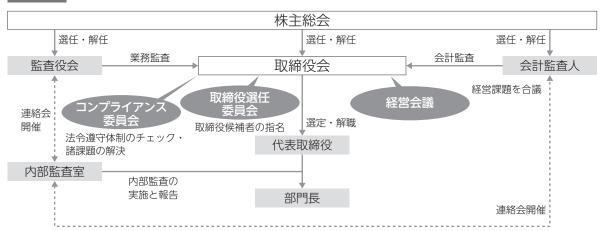
監査室の専任担当者が年間の監査計画に基づき、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の確認及び内規

等への準拠性の観点から当社及び当社グループの子会社に対する内部監査を実施しております。その結果については、監査役及び経営会議において報告を行い情報を共有し、必要に応じて業務の改善を図っております。

二. 監査役の職務の執行

常勤監査役及び社外監査役は取締役会への出席及び常勤監査役による社内重要会議への出席を通じて、経営の妥当性や効率性、コンプライアンス等に関しての情報収集及び必要に応じて監査役の立場からの意見発信を行っております。また、外部会計監査人との会議を随時開催し、互いに情報の共有を図っております。

ご参考 当社のコーポレート・ガバナンス体制



連結注記表

- 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等
 - (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 9社
- ・連結子会社の名称

株式会社TACプロフェッションバンク

株式会社TAC総合管理

株式会社LUAC

株式会社オンラインスクール

株式会社早稲田経営出版

株式会社医療事務スタッフ関西

株式会社TACグループ出版販売

株式会社クボ医療

太科信息技術(大連)有限公司

・連結の範囲の変更

従来、連結子会社でありました株式会社TA C医療は、2018年8月1日付で当社の連結 子会社である株式会社TACプロフェッショ ンバンクを存続会社とする吸収合併をしたた め、連結の範囲から除外しております。

非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称泰克現代教育(大連)有限公司
- ・連結の範囲から除いた理由 泰克現代教育(大連)有限公司は、小規模 会社であり、総資産、売上高、当期純損益 (持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に 見合う額)等は、連結計算書類に重要な影響 を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ・持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 2社
- ・主要な会社等の名称(関連会社) 株式会社プロフェッションネットワーク 空橋克拉伍徳信息技術服務(大連)有限公司

持分法を適用しない非連結子会社の名称等

- ・主要な会社等の名称(非連結子会社) 泰克現代教育(大連)有限公司
- ・持分法を適用していない理由 非連結子会社は小規模会社であり、当期純 損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持 分に見合う額)等は、連結計算書類に重要な 影響を及ぼしていないためであります。

(3) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)

その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価 法(評価差額は全部純資産直入法により処 理し、売却原価は移動平均法により算定)
- ・時価のないもの移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、連結貸借対照表については持分相当額を純額で、連結損益計算書については損益項目の持分相当額を計上する方法によっております。

ロ. デリバティブ 時価法

ハ、たな制資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)によっており、評価方法 は下記のとおりであります。

- ・商品、製品 総平均法
- · 仕掛品 個別法
- ・貯蔵品 最終仕入原価法
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、当社の建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであり ます。

建物及び構築物2~47年機械装置及び運搬具2~12年工具器具及び備品2~20年

- 口. 無形固定資産 (リース資産を除く)
 - ・自社利用のソフトウエア 社内における利用可能期間(5年)に基づ く定額法によっております。
 - ・その他の無形固定資産 定額法によっております。
- ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零 とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計 ト基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般 債権については貸倒実績率によっており、貸 倒懸念債権及び破産更生債権等特定の債権に ついては個別に回収可能性を勘案し、回収不 能見込額を計上しております。

口. 返品調整引当金

出版物の返品による損失に備えるため、返 品見込額のうち当連結会計年度負担分を計上 しております。

八. 返品廃棄損失引当金

出版物の返品による廃棄損失に備えるため、廃棄損失見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。

二. 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。

木. 修繕引当金

本社ビルの大規模修繕に備えるため、修繕 計画に基づく見込額のうち当連結会計年度負 担分を計上しております。

- ④ その他連結計算書類作成のための重要な事項
 - イ. 連結子会社の事業年度等に関する事項

太科信息技術(大連)有限公司の決算日は 12月31日であります。連結計算書類の作成 に当たっては、連結決算日現在で実施した仮 決算に基づく財務諸表を使用しております。 回. 連結計算書類の作成の基礎となった連結会 社の計算書類の作成に当たって採用した重要 な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算 の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物 為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会 社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算 し、換算差額は純資産の部における為替換算 調整勘定に含めております。

ハ. 重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の条件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金の利息

・ヘッジ方針

金利リスクの低減のため、対象債務の範囲 内でヘッジを行っております。

・ヘッジ有効性評価の方法 特例処理によっている金利スワップについ ては、有効性の評価を省略しております。

二. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

連結貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」 (企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を 改正する省令(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産 は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負 債は固定負債の区分に表示する方法に変更しまし た。この結果、前連結会計年度において「流動資 産」に区分しておりました「繰延税金資産」(前 連結会計年度359,183千円)は、当連結会計年度 においては「投資その他の資産」の「繰延税金資 産」367,063千円に含めて表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 2,980,718千円 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

建物	987,481千円
土地	2,333,782 //
	3,321,264 //

長期借入金

(1年内返済予定長期借入金を含む) 2,362,500 //

4. 連結損益計算書に関する注記

売上原価

たな卸資産簿価切下戻入額13,912千円及び返 品廃棄損失引当金戻入額28,269千円が売上原価 に含まれております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	18,504千株	-千株	-千株	18,504千株

(2) 自己株式の数に関する事項

ı	株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
	普通株式	68株	一株	一株	68株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1 株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年6月26日 定時株主総会	普通株式	55,511千円	3.00円	2018年3月31日	2018年6月27日
2018年11月5日 取締役会	普通株式	74,015千円	4.00円	2018年9月30日	2018年12月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	74,015千円	利益剰余金	4.00円	2019年3月31日	2019年6月27日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期・長期の預金等のほか、主にMMF・MRF等の投資信託および投資有価証券を利用しており、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

借入金の使途は、運転資金(短期及び長期)及び本社ビル取得時のタームローン(長期)であり、一部の 長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額(*)
(1) 現金及び預金	5,195,516	5,195,516	_
(2) 売掛金	3,871,213	3,871,213	_
(3) 有価証券	100,099	100,099	_
(4) 受講料保全信託受益権	537,709	537,709	_
(5) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	111,510	111,735	224
その他有価証券	900,670	900,670	_
(6) 差入保証金	2,933,307	2,901,025	△32,281
(7) 買掛金	(524,932)	(524,932)	_
(8) 短期借入金	(1,390,000)	(1,390,000)	_
(9) 長期借入金(1年以内返済予定含む)	(4,987,317)	(5,222,469)	(235,152)

- (*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。
- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
 - (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 有価証券並びに(4) 受講料保全信託受益権 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
 - (5) 投資有価証券 これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格 によっております。
 - (6) 差入保証金

保証金返却時の償却額を除いた額について、ビルオーナーの信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (7) 買掛金及び(8) 短期借入金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (9) 長期借入金 与信管理上の信用リスクに応じて、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に信用スプレッドを上乗 せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- 2. 非上場株式等 (連結貸借対照表計上額307,722千円) は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券」及び「(5) 投資有価証券 その他有価証券 には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

8. 重要な後発事象に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 296円83銭

該当事項はありません。

(2) 1株当たり当期純利益 16円74銭

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

満期保有目的の債券

償却原価法 (定額法)

その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、貸借対照表については持分相当額を純額で、損益計算書については損益項目の持分相当額を計上する方法によっております。

② デリバティブ 時価法

③ たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価 切り下げの方法)によっており、評価方法は下 記のとおりであります。

- ・商品、製品 総平均法
- ・仕掛品 個別法
- ・貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法によっております。ただし、建物(建 物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以 降に取得した建物附属設備及び構築物について は、定額法を採用しております。主な耐用年数

建物34~47年建物附属設備2~20年構築物3~20年機械及び装置3~12年車両運搬具2~6年工具器具及び備品2~20年

は、次のとおりであります。

- ② 無形固定資産 (リース資産を除く)
 - ・自社利用のソフトウエア 社内における利用可能期間 (5年) に基づく 定額法によっております。
 - ・その他の無形固定資産 定額法によっております。
- ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零と する定額法によっております。

- (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によっており、貸倒懸念債権及び破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 返品調整引当金 出版物の返品による損失に備えるため、返品 見込額のうち当事業年度負担分を計上しており ます。 ③ 返品廃棄損失引当金

出版物の返品による廃棄損失に備えるため、 廃棄損失見込額のうち当事業年度負担分を計上 しております。

④ 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額 のうち当事業年度負担分を計上しております。

⑤ 修繕引当金 本社ビルの大規模修繕に備えるため、修繕計 画に基づく見込額のうち当事業年度負担分を計

- (4) その他計算書類作成のための基本となる事項イ、ヘッジ会計の方法
 - ・ヘッジ会計の方法

上しております。

金利スワップについて特例処理の条件を満た しておりますので、特例処理を採用しておりま す。

・ヘッジ手段とヘッジ対象 当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金の利息

・ヘッジ方針

金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内 でヘッジを行っております。

- ・ヘッジ有効性評価の方法 特例処理によっている金利スワップについて は、有効性の評価を省略しております。
- □. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式 によっております。

2. 表示方法の変更

貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正す

る省令(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。この結果、前事業年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」(前事業年度300,235千円)は、当事業年度においては「投資その他の資産」の「繰延税金資産」308,115千円に含めて表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

2.937.843千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権

36.127千円

② 短期金銭債務

98,464千円

(3) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

建物	987,481千円
土地	2,333,782 //
 計	3,321,264 //

長期借入金

(1年内返済予定長期借入金を含む)

2,362,500 //

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高② 仕入高③ 販売費及び一般管理費④ 営業取引以外の取引高92,150千円476,931千円217,049千円6,383千円

(2) 売上原価

たな卸資産簿価切下戻入額15,043千円及び返 品廃棄損失引当金戻入額23,370千円が売上原価 に含まれております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	68株	一株	一株	68株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

是比亚英庄次的	千円
未払事業税加算	14,209
未払事業所税加算	4,455
未払賞与加算	18,078
賞与引当金加算	55,399
法定福利費加算	11,908
返品廃棄損失引当金加算	82,270
たな卸資産簿価切下額加算	118,442
未払家賃加算	1,930
資産除去債務加算	195,235
貸倒引当金加算	23,506
役員退職慰労未払金加算	36,559
貸倒損失加算	11,227
減損損失加算	3,405
投資有価証券評価損否認	41,612
修繕引当金加算	11,421
関係会社株式評価損否認	72,903
その他有価証券評価差額金	11,509
その他	8,885
繰延税金資産小計	722,960
評価性引当額	△348,598
繰延税金資産合計	374,361
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1
投資有価証券評価益否認	△17,091
建物附属設備過大計上	△14,721
繰延税金負債合計	△31,813
繰延税金資産の純額	342,547

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 会社等該当事項はありません。

(2) 個人 該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 223円40銭(2) 1株当たり当期純利益 8円08銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。